

○共同企業体取扱要領

平成19年9月18日
要領第26号

[沿革] 平成26年12月17日要領第37号(イ)

(細則)

第1条 会社が、発注する建設工事において、共同企業体を契約の相手方とする場合の事務の取扱については、契約規程（平成17年規程第3号）、契約細則（平成17年細則第1号）及び工事等請負業者選定要領（平成16年要領第13号。以下「選定要領」という。）に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。(イ)

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として、建設業者が工事毎に結成する共同企業体をいう。
- 二 経常建設共同企業体 選定要領別紙総合点数算定基準第4条第3号に規定する経常建設共同企業体をいう。
- 三 有資格者 選定要領第10条第2号の規定により、会社が発注する工事について一般競争参加資格があると認定された者をいう。
- 四 契約職 契約規程第2条に規定する契約職をいう。

(対象工事等)

第3条 特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次の各号に掲げる規模の工事であって、かつ、当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要があると認められるものとする。

- 一 工事費がおおむね30億円以上の土木工事
 - 二 工事費がおおむね30億円以上の建築工事
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる工事費がおおむね15億円を超え、かつ、特殊な技術等を要する工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められるものについては、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができるものとする。
- 3 前2項の規定により、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事について、特定建設工事共同企業体以外の有資格者であって当該工事を確実かつ円滑に施工することができるものと認められるもの（以下「単体有資格業者」という。）があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格業者を参加させることができるものとする。

4 経常建設共同企業体により競争を行わせることができる工事は、選定要領第3条各号に規定する工事種別の工事とし、工事の規模については、別に定めるところの、当該共同企業体の等級に対応する契約予定金額の範囲内の工事とする。

(構成員の数)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2又は3者とする。ただし、円滑な共同施工に必要な契約職が認めるときはこの限りではない。

2 経常建設共同企業体の構成員の数は、2又は3者とする。

(構成員の組合せ)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別（選定要領第3条に規定する工事種別をいう。）の有資格者の組合せとする。

2 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1500人以下の会社若しくは個人による組合せとする。

(構成員の要件等)

第6条 共同企業体の全ての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 発注工事と同種の工事について、元請けとしての施工実績を有すること。
- 二 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が、特定建設工事共同企業体にあつては5年以上、経常建設共同企業体にあつては3年以上あること。
- 三 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場で専任で配置できること。

(出資比率)

第7条 共同企業体の全ての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

(代表者要件)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員によって決定された者とする。

(審査及び認定)

第9条 契約職は、特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

- 一 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名
- 二 工事場所
- 三 工事の概要
- 四 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- 五 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率及び代表者要件
- 六 認定資格の有効期間
- 七 その他契約職が必要と認める事項

- 2 契約職は、前項の申請を行う特定建設工事共同企業体から特定 建設工事共同企業体資格審査申請書（様式第 1 号）、特定建設工事共同企業体協定書（様式第 2 号）の写し及び当該協定書第 6 条に規定する代表者への委任状（様式第 3 号）を提出させ、資格審査を行い、適格なものを有資格業者として認定するものとする。
- 3 前項により認定された特定建設工事共同企業体は、その対象となった工事（追加工事を含む。）についてのみ有効とする。
- 4 経常建設共同企業体の審査及び認定は、選定要領に基づいて行うものとする。この場合において、一の業者が選定要領第 3 条各号に規定する工事種別に掲げる工事に係る 2 以上の経常建設共同 企業体の構成員となることはできないものとする。

（構成員の脱退）

第 10 条 工事の施工中における共同企業体の構成員の脱退は、これを認めない。ただし、共同企業体を結成した後に、構成員の破産、解散、経営状態の著しい悪化等特別な理由が有る場合で、当該者を除く構成員全員による申請があった場合は、この限りではない。

（構成員の除名）

第 11 条 工事の施工中において、3 者からなる共同企業体の一の構成員について、他の全ての構成員（以下「残存構成員」という。）から除名の申請があったときは、当該除名を申請された構成員に重大な義務の不履行その他除名し得るにたる正当な理由があると判断される場合に限り、これを認めることができる。

この場合、残存構成員からなる共同企業体は、除名された構成員に対して、除名した旨の通知をしなければならない。

（構成員の加入）

第 12 条 第 10 条又は第 11 条の場合において、残存構成員からなる共同企業体では適正な工事の施工の確保が困難と認められるときは、新たな構成員を加入させることができる。

この場合、新たな構成員の加入は、残存構成員からなる共同企業体の申請に基づくものとし、当該構成員は、脱退し、又は除名された構成員と同等程度以上の施工能力等を有する場合に限り、これを認めるものとする。

（構成員の脱退等に伴う手続）

第 13 条 共同企業体の代表者が脱退し、又は除名された場合は、残 存構成員からなる共同企業体から代表者の変更に伴う共同企業体協定書の変更の写し及び代表者変更届を提出させるものとする。

- 2 新たな構成員が加入する場合は、これに伴う共同企業体協定書の変更の写し及び委任状を提出させるものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（イ）

この要領は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 120 号）の施行される日から施行する。